

## 平成20年12月からの 公益法人制度改革

明治29年から続いてきた公益法人（社団法人・財団法人）制度は、創設から100年以上経過しました。官から民への大きな流れの中で、民間非営利部門が、社会のニーズに柔軟かつ機動的に対処し、公益活動を積極的に展開することが求められ、一世紀ぶりに改正されました。

### 公益法人制度改革の経緯

個人の価値観が多様化するとともに、官から民に移行する大きな流れの中で、行政でも営利企業でもない民間非営利部門が、社会のニーズに柔軟かつ機動的に対処し、公益活動を積極的に展開することが強く要請されるようになってきました。こうした活動を推進するためには、簡易に設立できる法人制度を整備する必要が出てきました。

ところが、これまでの公益法人制度は、法人の設立と公益性の判断とが一体的に行われ、設立許可が主務官庁の裁量で運用されてきたため、官庁ごとにばらつきがあるとの批判もありました。また、公益法人自体も、法律に詳細な規定がなく、内部統制の強化・充実が課題となっていました。このような中、平成14年3月に「公益法人制度について、抜本的かつ体系的な見直しを行う」ことが閣議決定され、幅広い観点から検討され、国会審議も経て、平成20年12月から、新たな公益法人制度がスタートすることになりました。

### 新たな公益法人制度の特色

新たな公益法人制度の特色は、これまで一体となっていた「法人の設立」と「公益性の判断」が分離されたことです。

まず、「法人の設立」は、官庁の許可ではなく、登記によって簡便に行われ、「一般社団法人」や「一般財団法人」を設立しやすくなりました。

そして、「公益性」については、法令で定められた明確な基準によつて、民間有識者からなる合議制機関の意見に基づき、内閣府や都道府県知事が認定します。認定された法人は、「公益社団法人」や「公益財団法人」となります。

なお、現行の公益法人は、移行期間（5年間）のうちは、自動的に「特例民法法人」となり、従来どおりの「社団法人」や「財団法人」という名称を使用することができ、実質的な変化はありませんが、移行期間満了までの間に、「一般社団法人」等の認可申請ないし「公益社団法人」等の認定申請を行うとともに、登記をする必要があります。

#### （これまでの公益法人制度）

法人設立等の主務官庁制・許可主義  
(法人の設立と公益性の判断は一体)

(社団法人・財団法人)

法人の設立

主務官庁の許可が必要

一体

公益性の判断

主務官庁が自由に判断できる

#### （新制度）

主務官庁制・許可主義の廃止  
(法人の設立と公益性の判断を分離)

(一般社団法人・一般財団法人)

法人の設立

登記のみで設立

(公益社団法人・公益財団法人)

公益性の判断

一般社団法人・一般財団法人のうち希望する法人に対して、民間有識者による委員会の意見に基づき行政庁が認定

・統一的な判断・明確な基準を法定

分離